

# 国分寺市の調達に関する推進計画

平成 20 年 10 月 30 日策定

## 第1 はじめに

この「国分寺市の調達に関する推進計画（以下「推進計画」という。）」は、「国分寺市の調達に関する基本指針（平成 19 年 7 月策定。以下「基本指針」という。）」に示された目標の具現化を推進するための計画を定めるものである。

## 第2 用語の定義

この推進計画における用語の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) 推進部門 市における推進計画にかかわる部門をいう。
- (2) 事業者等 基本指針に定める市の調達にかかわる者及びその関係者（市を除く。）をいう。

## 第3 推進計画の施策

基本指針に示された基本目標・個別目標の具現化を推進する施策（以下「施策」という。）及びその推進に関する基本事項をそれぞれ次のように定める。

基本目標	個別目標	施策	1. 施策の目標と効果		2. 市の現状等	3. 施策の考え方	4. 推進部門
			目標	効果			
1 公平で公正な入札・契約制度の確立	(1) 社会的に適正な雇用水準の向上	①調達に含まれる人件費が把握できる仕組みの導入	市の調達において、必要な人件費が適正に確保される環境を整備する。	市の調達において、低賃金問題の改善が図られ、社会的な労務水準の改善が推進される。	①入札事業者に対する労務単価等を把握する仕組みが未整備である。 ②労務単価は、工事請負においては積算されているが、総額契約であるため個々の内容までは把握されていない。 ③委託契約は、人員・体制・人件費等の内容は把握されていない。予算の積算段階でも同様な状況にある。	市の調達案件における労務環境の適正化を図り、入札等の価格に適正な人件費が計上されるような環境の整備を目指すものである。これにより、社会的問題となっている低賃金や賃金不払い問題等に対し、雇用環境改善の一翼を担うことを期待するものである。	工事設計・監督部門、検査部門、労務提供業務委託部門、財政部門
		②調達の完了時に労務水準の実施状況が把握できる仕組みの導入	市の調達において、完了時に労務条件等の履行状況を把握し、必要に応じ一定の指導的役割を發揮できる環境を整備する。	市の調達において、社会的な労務環境の改善が推進される。	この仕組みは存在しないが、類似する仕組みとして、以下のものがある。 ①下請負の分業体制の場合、請負業者から「下請負届」を提出させ、下請負契約の内容や金額等を確認(契約書写し添付)している。 ②一定額以上の下請負契約を特定建設業者が締結する場合、「施工体制台帳及び施工体系図」を作成等することが法的に義務付けられている。(「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」)	適正な労務条件等(賃金・雇用条件等)が確保されて履行された調達であるかどうかを市が把握し、不適切な状況があった場合には、一定の調査等を行うなど、市が指導的に関与することができる仕組みづくりを目指すものである。これにより、不適切な雇用環境の是正を図り、労務環境の適正化を推進するものである。	工事設計・監督部門、検査部門
	(2) 元請と下請等における関係の適正化	①工事等における施行体制や下請負等が把握できる仕組みの導入	市の調達において、工事等の施工体制や下請負等の状況が把握できる仕組みを整備する。	市の調達において、不適切な施工体制や下請負等の状況が防止され良好な履行が推進される。	①契約案件(≧30万円以上)は、原則、東京都準拠の「下請負届(下請契約書写の添付)」の提出を義務付けている。 ②修繕は、明確な考え方や基準がないため、対応が統一化されていない。 ③特定建設業者が工事施工時、総額3,000万円以上の下請負契約を締結する場合は、「建設業法」等で「施工体制台帳・施工体系図」の作成等が義務付けられている。 ④委託契約では、業務の全部又は主要部分を一括して再委託できないが、申請により市が承諾した場合に限り承認している。	工事等であらかじめ施工体制や下請負体制の報告を求め、あるいは、再委託等で人員体制等の報告を求める仕組みを整備するものである。この仕組みは、一定規模以上の工事請負で建設業法等による制度があるが、それ以外に東京都の制度(標準仕様書・監督基準)を準用している状況にあるため、市の制度としてのルール化を目指すものである。	工事設計・監督部門
		②工事等における施行体制、進捗状況及び下請負等の状況を調査等する仕組みの導入	市の調達において、完了状況を的確に検査・検収する環境を整備するとともに、その履行における体制、進捗状況、成果品、下請負等の契約状況に問題等が生じた場合、一定の対応を図る環境を整備する。	市の調達において、均一な成果が確保されるとともに秩序のある履行環境が推進される。	①現在、市にこの仕組みはないため、問題等が生じた場合に対応するための手順は明確化されていない。 ②想定される事例としては、元請と下請とのトラブル、市民からの苦情、受託者・関係団体等からの各種相談や要請等、担当部署からの問題提起等がある。 ③検査員の検査以外に各部署で行う検収については方法等が明確化されておらず、それらへの啓発の研修体制が整備されていない。	調達の相手に対し「建設業法」や「下請代金支払遅延等防止法」あるいは労働関係法令等の遵守を促進し、労務提供者等に不利な待遇やしわ寄せがなされないような仕組みを整備するものである。 また、あわせて、調達にかかわる市の組織全体で検査・検収能力を向上させるため、必要な啓発・研修の推進を目指すものである。	工事設計・監督部門、検査部門、職員研修部門
	(3) 価格入札における秩序の適正化	①調達価格の内容を把握し必要に応じ調査・確認等する仕組みの導入	市の調達において、不適切な入札価格を調査等できる仕組みを整備する。	市の調達において、不良事業者が排除され、適正な調達秩序が推進される。	①落札者に対し積算内容の説明を求める仕組みはない。 ②1,000万円以上の工事案件に限り最低制限価格制度を導入し、予定価格を事前公表している。物品買入や委託等の案件では、最低制限価格制度は実施しておらず予定価格も公表していない。 ③平成20年4月から、国分寺市低入札価格調査等取扱試行要綱を整備し試行を行っている。	積算根拠の不明瞭な採算性を放棄するような価格での入札行為を防御し、適正な調達環境の確保を目指すものである。また、それに伴い、調達の品質確保や労務環境の低劣化の防止を目指すものである。	契約部門、工事設計・監督部門、財政部門
		②施策立案段階から指針の趣旨が反映される仕組みの導入	市の事業立案や予算編成段階において、調達コストを適正に積算する仕組みを整備する。	市の調達において、適切な仕様に基き明確で適正なコストによる調達が図られる。	①工事関係予算は、明確な積算単価表に基づき算定されており、現状における大きな課題は見当たらない。 ②委託業務では、事業費を客観的に算定できる積算根拠が一部に限られており、参考的な見積価格による予算計上が少ない。 ③予算編成では、類似業務を参考的に見積もったり、前年落札額に準拠するなどに対応しており、業務を客観的に積算したコストから乖離し兼ねない。	市の調達において、受注採算割れや労務水準へのしわ寄せを招く要因となりかねない「調達コストが不明瞭な予算計上」を避けるために、適正な積算に裏付けられた事業経費が確保される仕組みを導入するものである。	政策部門、財政部門
	(4) 社会的に公平な雇用の推進	①就労困難者の雇用環境の改善に取り組む事業者等を評価する仕組みの導入	市の調達において、就労意欲のある人々の雇用環境の改善に向けた取組みに努める事業者が評価される環境の整備を図る。	市の調達において、就労困難者の雇用環境の改善に向けた社会的気運の醸成が期待される。	①市内の工事登録事業者が高齢者(60歳以上)及び心身障害者を雇用している場合、建設業法に基づく事業者の格付評価点を各々10点プラスしている。 ②現在、高齢者雇用施策としては「シルバー人材センター」へ、障害者雇用施策としては「けやきの杜」「はらからの家福祉会」「NPO法人OHANA」等へ、それぞれ優先的に発注を行っているが、訓練的作業の延長にとどまっている状況にある。 ③障害者雇用対策や高齢者雇用対策等の施策として実施している案件では、全て所管部門が相手方を決めているが、業者選定の客観性の観点で検討の必要がある。 ④市の「指名競争入札参加者の指名基準」には、適格性の判定事項に「高齢者・心身障害者の雇用状況」という項目はあるが、所管部署による実態調査やその情報提供等の仕組みが未整備である。 ⑤市の調達にかかわる場合は、事前登録が必要となっているが、自己申請であり内容のチェックがないため現状の確認がない。	市が定める「就労困難者への就労支援の方針」に定義される就労困難者のうち、特に高齢・障害等の要因や出産・子育て等の時間的制限により、働く意欲がありながら職につけない人々の雇用環境改善への取組みに努める事業者について、所管部門の実態把握等に基づき調達の場面において評価することを目指すものである。	雇用促進部門、子育て支援部門、高齢者福祉部門、障害者福祉部門、財政部門、契約部門
		②男女の就労機会・雇用環境等の向上に取り組む事業者等を評価する仕組みの導入	市の調達において、男女の雇用機会均等化や就労環境整備に取り組む事業者を評価する環境を整備する。	市の調達において、男女雇用問題や少子化問題の改善が推進される。	①男女平等・男女共同参画や少子化対策等の促進を図る事業者を客観的に評価する仕組みを有していない。 ②市の指名競争入札参加者の指名基準には、参加者の適格性判定事項に男女平等等に関する要件がない。 ③市の調達にかかわる者は事前登録が必要となっているが、自己申請であり内容のチェックがないため現状の確認がない。 ④市の男女平等推進条例第6条に事業者等の責務規定があるが、実態の把握はしていない。 ⑤平成20年5月に策定された「国分寺市男女平等推進行動計画」の中で、事業者に男女平等に関する実態調査を行い、関係法規の遵守・事業者データの整備等を進めることとなった。	国分寺市男女平等推進条例第6条に定める事業者等の責務である「制度作りや研修を通して市内の意識を向上させる」取り組みを行っている事業者について、所管部門の実態把握等に基づき調達の場面において評価することにより、男女平等や共同参画を進め少子化対策に寄与していくこととするものである。	雇用促進部門、男女平等推進部門、子育て支援部門、財政部門
	(1) 価格以外の評価による調達方式の推進	①随意契約による調達の客観性を確保する仕組みの導入	市の調達において、随意契約の運用基準を明確化し、均一で客観的な事務処理環境を整備する。	市の調達において、市の判断や事務手続きが客観的に行われ公正・透明な市政運営が推進される。	随意契約全体を明確化した基準はなく、現在、特命随契についてのみ「特命随意契約のガイドライン(平成15年作成)」により運用しているが、改定する必要が生じている。	地方自治法に定める随意契約(入札の方法によらないで相手方を選択し随意に契約を締結する方法)における客観性を担保する仕組みの整備を目指すものである。	契約部門
		②企画等による競争の仕組みの導入	市の調達において、価格に限らない必要な要素を求めて評価し調達できるような環境を整備する。	市の調達において、望ましい品質を主体的に求めて調達することにより、市政の質の向上が推進される。	①プロポーザル方式は、統一した基準がなく、所管部署において募集要項、評価基準等を作成し実施していたが、平成20年3月18日付「国分寺市プロポーザル方式等による調達手続実施要綱」が策定され、統一的な仕組みが整備された。 ②総合評価方式については、統一的なガイドライン等はない。 ③指定管理者の選定では、総合評価一般競争入札に準じた評価方式を採用している(「指定管理者選定評価基準」、「指定管理者候補者選定委員会」等)	品質・性能の比較や選別ができない価格競争入札制度の課題点を改善し、事業者が企画提案した品質・性能等を総合的に比較選考する方法や、企画提案者自体を総合的に選定する仕組みの導入を目指すものである。	契約部門、工事設計・監督部門、財政部門、政策部門

基本目標	個別目標	施策	1. 施策の目標と効果		2. 市の現状等	3. 施策の考え方	4. 推進部門	
			目標	効果				
2 品質を確保することができる入札・契約制度の確立	(2) 調達成績が検証・評価される仕組みの推進	① 調達の質を常に均一な水準に保つための仕組みの導入	客観性のある監督基準を制度化して適正な監理環境を整備するとともに、調達品を検査する能力・体制を強化し、その継続性が担保されるような環境の整備を図る。	市の調達において、調達の成果の質を的確に判定することにより、新たな調達への評価の根拠を提供する環境が確保される。	①平成18年に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が閣議決定され、自治体は監督基準の策定・公表等により、統一的な監督の実施に努めるものとなっている。 ②現在、監督員は、工事担当課又は工事所管部署の担当職員が起用されている。 ③現在の監督基準は、市が統一的に制定したものでなく、東京都の部局のものを関係部署が任意な判断で準用している。 ④検査員の平成20年度体制は再任用職員2名が1年限りで総務課に配置されており、毎年交代される現状にある。	会計法・地方自治法により義務づけられている監督制度について、市独自の監督基準を整備することにより客観性のある制度を導入するとともに、専門性を有する人材を継続的に登用して体制を整備し、高い技能精度に担保された監督制度を目指すものである。	検査部門、人事・職員研修部門、機構改革担当部門、政策部門、工事設計・監督部門	
		② 調達の履行と結果において客観的な基準により事業者等を評価する仕組みの導入	市の調達において、工事成績をはじめとした様々な方法により事業者の評価を行い、その評価結果を新たな調達へ反映させる仕組みづくりを行う。	市の調達において、市の調達にかかわる者における社会的責任の高揚が期待され、又、事業結果の評価により、将来への改善・向上へ向けたPDC Aのマネジメントサイクル機能が推進される。	①現在の評価の仕組みとしては、工事成績の評定があり、業者登録の格付けにも反映されている ②検査員及び監督員ともに平成3年策定の「工事成績評定考査の要領」で工事成績の評定を行っている状況である。 ③工事成績評定考査の要領、成績評定結果は非公表であり、受注者へは評価結果の通知を行っていない。 ④成績評定結果の苦情処理についての第三者機関の設置はない。 ⑤「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が平成18年閣議決定され、自治体は工事の適正な施行の確保のため、工事成績評定要領の策定・公表、成績評定結果公表等により、統一的な工事成績評定の実施に努め、工事成績評定に対する苦情処理の仕組み(第三者機関の設置等)を整備することとなっている。	価格その他の要素を判断要件とする調達環境が推進されるにつれて得られる様々な評価情報を、新たな調達の判断基準へ効率的に取れんさせ反映させることのできる仕組みの整備を目指すものである。	検査部門、工事設計・監督部門、契約部門	
	(3) 地球環境へ配慮した調達の推進	① 環境へ配慮した調達の仕組みの導入	市の調達において、環境負荷の少ない物品等を調達する環境を整備する。	市の調達において、環境配慮意識が高揚し循環型社会の促進が図られる。	①ガイドラインに基づき、特定調達品をはじめ、環境負荷の少ない製品等の調達の推進を図っている。 ②庁内への周知徹底のほか、市内事業者への協力を求めている。 ③公共施設に関する市の環境配慮の方針が不明瞭である。	「国による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)や市の環境基本条例・環境基本計画に基づき「市グリーン購入基本方針・同ガイドライン」(ガイドライン)を定め、市で使用する製品(物品・サービス等)に環境負荷の少ないものを選択して「環境負荷の少ない持続可能な社会」の構築を目指すものである。また、あわせて、市の公共施設に関する環境配慮の仕組みの導入も目指すものとする。	環境部門、政策部門、財政部門、工事設計・監督部門	
		② 環境配慮へ取り組む事業者等を評価する仕組みの導入	市の調達において、環境配慮に向けた取組みを行う事業者が評価されるような環境の整備を図る。	市の調達において、調達にかかわる者の環境配慮意識の高揚が推進される。	①ISO以外の事業者における環境配慮に対する客観的指標がないため、指名基準に反映する評価の基準づくりが困難である。 ②事業者の環境配慮に対する客観的指標はISO14001に代表される外部認証制度である。このような外部認証制度は導入時や継続に金銭的な負担が発生する。 ③市は、取得に要する経費や継続に要するランニングコスト等を検討した結果、ISO14001の取得を行わず、「環境マネジメントシステム」の策定としている。	市の調達にかかわる事業者における環境へ配慮する取り組み状況を確認し評価する仕組みを導入することにより、調達内容の品質を確保するとともに「環境負荷の少ない持続可能な社会」構築への推進を目指すものである。	環境部門、財政部門	
	(4) 客観的な調達手続きの促進	① 調達に関する事務手続きが明確化される仕組みの導入	市の調達において、調達にまつわる諸事務手続きの仕組みが客観的に明確化される環境を整備する。	市の調達において、調達の手順、判断及び決定に関する公正性・透明性の確保が推進される。	①調達事務手続きについては、年2回庁内研修(財務会計研修、財務会計システム研修)を行っている ②随意契約については、特命随意契約のガイドライン・主管課契約事務手順がある。 ③調達事務手続きの総合的な事務手引書はない。	調達に関する事務手順や判断根拠を客観的に明確化することにより、市の行う判断、選定及び決定等から不明瞭を排除し、行政事務の均一な行動と判断を担保することを目指すものである。	契約部門	
		② 様々な調達手続きが客観的に監視される仕組みの導入	市の調達において、中立・公正の立場から調達手続の審査等を客観的に行うことのできる環境を整備する。	市の調達において、調達手続の公平性、公正性及び競争性の確保が推進される。	①現在、市の調達手続のあり方や改善等について、中立・公正の立場から市長へ意見・具申を行う仕組みはない。 ②現在、監査委員による財務監査において、運用状況をチェックし必要な調査等により、市長へ是正改善を具申している。 ③現在、監査委員による定例的な監査(例月出納検査)の中で、入札状況(契約台帳・入札経過調書・落札比率一覽)を監査している。 ④平成18年度の入札・契約制度検討委員会の報告で「他の委員会を設置するのではなく、監査委員の所掌とすることが望まれる。」という提言が出されている。	市の調達に関する諸事務手続(競争資格の設定・確認、指名の経緯等)について問題や課題の有無を定期的にチェックするとともに、必要に応じ市長へ具申等を行う仕組みの整備・導入を目指すものである。	監査部門、政策部門、財政部門	
	3 市の経済の活性化を図る入札・契約制度の確立	(1) 地域社会向上へ寄与する調達の推進	① 人材・資材等を市内で調達する仕組みの導入	市の調達において、下請負や資材・人材等を市内で対応する環境を推進し、その取組みを評価する仕組みを整備する。	市の調達において、地域の雇用及び経済環境に対する活性化が推進される。	①現在、工事請負契約時に契約担当部長から、「下請契約における適正化等について」により、『元請業者は、可能な範囲において国分寺市在勤、在住の大工、とび職、左官、電工、塗装等の業者を下請として使用すること』を要請している。 ②指定管理者の選定時に「地域雇用の状況」を評価項目としている。 ③国分寺市小規模工事受注希望者名簿制度実施要綱に基づき、建設工事等に係る競争入札業者登録名簿に登録する資格のない市内小規模工事事業者への発注を図っている。	市の発注する調達において、地域社会の人材・資材等を有効に活用する仕組みを整備しようとするものである。	工事設計・監督部門、契約部門、商工振興部門
			② 市政及び地域社会の向上に寄与する事業者等が評価される仕組みの導入	市の調達において、市政や地域貢献へ寄与する事業者を評価する環境を整備する。	市の調達において、地域生活と事業活動者との間に有機的なコミュニティ環境が推進される。	①本市以外の都内全ての自治体では、市(区)内事業者を優遇(又は市外事業者を制限)する制度を設けている。 ②市の「指名競争入札参加者の指名基準」には、市内事業者を優先できる明確な根拠規定がない。 ③市内に本店を有する事業者と営業所を有する事業者とを区別して判断すべきとの要請が出ている。 ④現在、市と市内事業者との間で、災害時の協力体制の協定を結んでいる。	市にとって望ましい調達を得るために重要な役割を担う調達相手について、地域社会や市政の向上を推進する事業者を評価することにより、その公的責任意識を醸成し、行政サービスのパートナーの確保を目指すものである。	工事設計・監督部門、契約部門、商工振興部門
(2) 協働事業を活性化する調達の推進		① 協働による事業を拡充し促進する仕組みの導入	市の調達において、市と市民活動団体との総意により事業展開される環境を整備する。	市の調達において、市民のニーズに沿った施策展開によりサービスが向上し、市民の地域活動や社会参加の機会が推進される。	①平成14年作成の「市民活動団体との協働の指針」に基づき、各種事業を市民活動団体に委託している。 ②協働事業の契約方法は、随意契約や、公募(プロポーザル方式)して協働事業審査会に諮って選定している。 ③平成19年5月「市民活動団体との協働事業の手引き」を作成し推進を図っている。 ④提案型協働事業(平成20年度から3箇年)を試行実施するため、平成19年度に提案を募集している。 ⑤業務内容の特殊性により、担い手が限られることが多く、競争性に課題を有する。	市の施策全体を市民の視点を踏まえて洗い出しを行い、協働事業の効果や合理性の検証により協働事業を推進し拡充する環境の整備を目指すものである。	政策部門、協働推進部門、契約部門、財政部門	
		② 協働により調達された事業等を評価する仕組みの導入	市の調達において、協働による事業等を評価する環境を整備する。	市の調達において、協働事業の質が向上し施策展開が推進される。	①協働事業を実施後、市(発注担当課)及び市民活動団体において、「市民活動団体の手引き」中の「ふりかえりシート」により、事業の計画づくり、実施、効果及び影響などについて自己評価を実施し、その後の協働事業に反映させている。 ②「市民活動団体との協働の指針」(平成14年)に基づく取組課題「市民活動団体と国分寺市との協働2004・2005」で、協働事業評価委員会を設置することとなっている。 ③「提案型協働事業基本方針」(平成20年度～3年間試行)で、「協働事業評価委員会」を設置することとなっている。	協働による調達の完了時において、客観的な判断の視点により成果を評価するとともに、課題分析やその改善等への方向を研究することにより、さらなる施策の発展を目指すものである。	協働推進部門、政策部門、財政部門	

#### 第4 施策の個票

第3に定める各施策にかかわる推進部門は、当該施策を進めるにあたり、下記事項を検討し個票（別記様式）を作成するものとする。

- 施策の進め方 施策を進めるための方策，手順等
- 施策の留意点 施策を進める際に留意すべき事項
- その他 前各号に定めるもののほか必要とする事項

2 前項の個票を作成する場合において、推進部門は、国分寺市調達推進委員会（以下「委員会」という。）と協議するものとする。

#### 第5 施策の進め方

推進部門は、施策を進めるに当たり、次に定める区分に基づき段階的に進めるものとする。

- (1) 準備段階 事例調査及び仕組みの検討，制度化等検討及び庁内調整
- (2) 試行段階 規程類の整備，周知啓発の実施，試行による課題の解消及び本格実施に向けた検討
- (3) 実施段階 規程類の整備，周知啓発の実施並びに施策拡充の検討

2 推進部門は、平成21年10月までに個票を作成し、平成24年3月までに施策を試行するものとする。

3 推進部門は、施策の実施後も必要に応じ、その拡充を図るよう努めるものとする。

#### 第6 施策推進のための支援等

推進部門は、施策を進めるに当たり、委員会に対し必要な助言その他の支援（以下「支援等」という。）を求めることができるものとする。

2 委員会は、施策を円滑に進めるため、推進部門に対し必要な支援等を行うものとする。

#### 第7 計画の見直し

この推進計画については、その進展状況を検証しながら適宜必要な見直しを図るものとする。

別記様式

個票	
----	--

基本目標	
個別目標	
施 策	

1	施策の目標と効果	目標	
		効果	
2	市の現状等		
3	施策の考え方		
4	推進部門		
5	施策の進め方	準備段階	
		試行段階	
		実施段階	
6	施策の留意点		
7	その他		